

国民年金からのお知らせ ～社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します～

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

年末調整や確定申告で、納付した国民年金保険料額を申告する場合は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

社会保険庁のお問い合わせ窓口は、

「控除証明書専用ダイヤル」

Tel : 0570-070-117 です。

IP電話からは(Tel : 03-6700-1130)へお願いします。

(～平成22年3月13日まで、
平日 午前9時～午後5時)

【控除証明書Q & A】

問① 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料は12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

答① 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算のうえ申告してください。

なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります

問② 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

答② 世帯主または配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2295
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903



冬期間の漏水にご注意ください！！



こんにちは。ハリーちゃんです。
宅地内の水道管の破損や器具の不具合が原因で漏れた水は無駄になるばかりでなく、水道料金や下水道・農業集落排水使用料に加算されてしまいます。また、長期間放置していると家屋にも損傷を与える場合があります。



毎月行っている水道メータの検針の際、検針員が漏水と思われる場合には、その場でお知らせしていますが、冬期間は積雪のため検針を行いませんので、自己管理で漏水に注意しなければなりません。

では、どうやって漏水を確認するの？

4月まで漏水のままにしているとビックリするほどの料金になってしまいます。

積雪前に一度水道メータを自分で確認してみてください。漏水の疑いがある場合は、至急役場に連絡するとともに、町の指定水道工事に修繕の依頼をしてください。



水道メータのパイロットマーク(通常は銀色の羽根)が、蛇口を閉じている状態でも回っていたらどこかで水が流れていることになります。



★水道・下水道加入推進中★



役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

